

京都大学立看板規程第 11 条の運用について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2019 年 5 月 17 日）

現在、立看板の設置場所を定める規程等で指定された場所以外に立看板を設置する場合、京都大学立看板規程第 11 条に基づいた手続きをとることとなっていますが、「設置しようとする敷地を管理する部局の長」についてどこの敷地がどこの部局の管理であるかは公開されておらず、「京都大学立看板規程について」に対するご回答や、「立看板の設置条件の緩和とその前提条件について」に対するご回答によりますと、第 11 条の許可を得るにはまず教育推進・学生支援部厚生課に問い合わせる必要があります。これは、本部構内以外の所属の学生にとってはやや不便であり、吉田キャンパス以外の所属の学生にとってはとても不便であり、そもそも本部構内所属の学生であっても面倒であります。また、立看板規程第 11 条の手続きにわざわざ教育推進・学生支援部厚生課が介入する必要性が不明です。

さらに、立看板規程第 11 条の手続きのための所定の書式が定められていない（あるいは公開されていない）ことも、学生が立看板規程第 11 条を利用することの妨げになっていると考えられます。

以上より、以下の通り要望いたします。

1. 京都大学の各キャンパスのどこの敷地がどこの部局の管理であるのか、公開願います。また、公開しない場合には、その理由について詳しく説明願います。
2. 本部構内以外の各キャンパス・構内等に京都大学立看板規程第 11 条を担当する窓口を設置・公開願います。また、設置・公開しない場合には、その理由について詳しく説明願います。
3. 京都大学立看板規程第 11 条の許可を求めるための申請書の標準的な様式（必要な記載事項等）を公開願います。また、公開しない場合には、その理由について詳しく説明願います。

以上、ご回答よろしく願いいたします。

【回答】（回答日：2019 年 6 月 20 日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

立看板規程第 11 条に基づき立看板を設置しようとする場合は、教育推進・学生支援部厚生課に相談してください。